

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（受電系統の変更））【3】」
2. 日時：令和5年7月11日（火）10時30分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力電気計装グループ 副長 他5名（うち2名※）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受電系統の変更に伴う変更」

資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受電系統の変更に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子炉規制庁都築です。本日は、仙台の受電系統保安規定変更認可申請の、
0:00:10	ヒアリングを行います。
0:00:12	事前に資料を提出していただいています。資料 1 として事前検討の変更に伴う変更の、
0:00:22	パワーポイントと形式の資料、それから資料 2 として、
0:00:27	補足説明資料が出てきています。
0:00:33	前回のヒアリングで
0:00:38	確認した。
0:00:40	事項として大きく三つありまして、用語の定義と、
0:00:45	外部電源サーベランスの記載状況、それから付則適用時期の記載について 3 点。
0:00:56	本日の資料では、
0:00:59	資料 2 で言いますと、
0:01:03	補足説明資料が、678 が追加で今言った関連のところの説明を、
0:01:14	追加された後認識しておりますけれども、
0:01:17	まずその認識でいいか、それからあと、
0:01:22	それ以外含めて
0:01:26	一応説明をしといた方がいいと思うところがありましたら九州電力の方からお願いします。
0:01:38	今しがた、
0:01:40	四方スズキ審査官。
0:01:53	つきましては先ほど言われた 3 点。
0:01:56	また
0:02:05	修正、
0:02:08	は、
0:02:13	の反映かと
0:02:19	まず、補足。
0:02:29	文章。
0:02:39	後段に、整理した方
0:02:45	投資、
0:02:47	資料 2。
0:02:59	続きまして、
0:03:01	補足説明資料の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	6 になりますけれども、
0:03:12	ナガエ
0:03:17	適用する時期、
0:03:26	普通の
0:03:31	具体的なその適用か
0:03:34	予防保全の目的です。
0:03:37	企業が、
0:03:40	適切かどうか。
0:03:52	前、
0:04:01	6、
0:04:03	図を、
0:04:06	前回
0:04:16	設定及び不足、
0:04:20	やめる。
0:04:31	まず予備はやってます。
0:04:37	返却しようと
0:04:55	LC
0:05:00	力変圧器は、
0:05:12	して
0:05:23	新しい特高開閉所へ
0:05:26	よく部屋、
0:05:33	Aは
0:05:37	わかります。
0:05:44	なお、予備変圧器の選挙。
0:05:52	により、
0:05:55	点検、
0:06:04	エコ
0:06:08	に、
0:06:09	判定審査会。
0:06:15	適宜
0:06:32	そちらで対応する
0:06:35	また万が一
0:06:46	運転
0:06:52	医療のこと。
0:07:20	半額、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:29	これまで、
0:07:47	はい。
0:08:09	で、整理、
0:08:33	ので、
0:08:52	最初、
0:09:22	センチ
0:09:28	非常用、
0:09:56	送電線。
0:10:09	連絡
0:10:21	ずっと。
0:10:44	以前、
0:11:04	少し 60 人程度。
0:11:16	しまして、
0:11:19	使える
0:11:43	のは、
0:12:49	イシイを、及び裁判所、
0:12:59	リルート
0:13:06	ついて、
0:13:12	運転の制限、
0:13:22	本規定集。
0:13:41	なるほど。
0:13:57	またほんとに
0:14:27	澤邊間瀬
0:14:30	吉井の設定の。
0:14:33	制限
0:14:53	これで計上なさい
0:15:04	組み合わせて、
0:15:40	原子炉規制庁鈴木です。説明ありがとうございました。
0:15:44	まず、
0:15:49	資料 2 の、
0:16:17	資料 2 の 38 ページの、
0:16:22	周辺監視区域等の敷地図
0:16:24	のA棟、
0:16:27	記載の適正化のところについては了解です。規制庁側から
0:16:33	よろしいですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	それから、
0:16:38	木野。
0:16:41	資料 6 以降です。
0:16:47	用語の、
0:16:49	定義。
0:16:51	のところ、これについては、
0:17:00	資料 2、56 ページの定義については、理解しました、規制庁側からこ こ、特に、
0:17:08	よろしいですか。
0:17:10	その上でですね使い方について、再度確認したいんですけども。
0:17:17	申請書の変更の理由のところに書いて
0:17:25	(1)。
0:17:26	受電系統の変更に伴う変更の、
0:17:29	三行の部分なんですけれども、
0:17:34	まずこの主語っていうのは特高開閉所。
0:17:38	については、
0:17:40	小令和、
0:17:49	同士の部分は、
0:17:51	2 行目のお尻の外部電源回線数を、
0:17:55	増強を図るとともに開閉所の設置場所が変更となる。
0:18:01	この二つ。
0:18:03	が入ってますよっていうふうに、
0:18:06	読めると思うんですけどまずその読み方はそれでいいイイダ
0:18:17	あ九州電力小柳です。その認識で問題ございません。
0:18:20	規制庁鈴木ですはい。ありがとうございますそうすると資料 2 でいうとま ず特高開閉所。
0:18:26	の定義からすると、
0:18:29	資料に 62 ページ。
0:18:32	の、下の図で、
0:18:35	赤線で書いてある
0:18:38	ところですね。
0:18:39	ここが特高開閉所は、というところで、
0:18:43	外部電源回線数の増強を図ると言っているのは外部電源は、57 ページ ですので、
0:18:52	どこか閉所を含めて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:55	回線数の増強を図っている。それから、
0:18:59	特高開閉所の設置場所が変更になっているということが、
0:19:03	62 ページに書いて。
0:19:08	これで定義通りの説明になっていますよというところは、理解しました。
0:19:18	タイトルは、受電検討の系統の変更なので、
0:19:23	受電系統はというと、
0:19:29	どこか閉省ではなくって事前系統なので、
0:19:37	58 ページ。
0:19:39	資料 2 の 58 ページから、
0:19:43	61 ページ。
0:19:45	この定義のところは、
0:19:48	変更になりました。
0:19:50	それは、
0:19:52	2 ルート 3 回線から 3 ルート 6 回線に、
0:19:55	変更になりました。
0:19:57	それ、それによって、
0:20:01	次、
0:20:03	特高開閉所を変更します。
0:20:07	ということのように、
0:20:09	この文章を見るんですけど。
0:20:12	そうすると、
0:20:14	71 条の外部電源っていうのは特高開閉所のことだけ、
0:20:20	言っているのか、87 条の外部電源っていうところか弊社だけのこと言っ てるのかっていうとそうではなくて、
0:20:29	受電系統を含めて、外部電源として定義した。
0:20:35	全体のことを、
0:20:37	言ってるように思うんですけども、
0:20:41	何かちょっとタイトルが何で受電系統の変更なのかなっていうところは、
0:20:46	前回聞いた通り、許可からそういう説明をしていますということだった の。
0:20:53	そうなのかなっていうところはありますけど。
0:20:56	何となくこうタイトルとやっってることが、
0:21:00	ちょっとちぐはぐっぽいように聞こえる
0:21:04	もうちょっと何かこう説明するときには、
0:21:08	この用語の定義の通りに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:11	外部電源の信頼性。
0:21:15	確保の観点からという事前系統を、
0:21:19	変更するっていうところがや、受電系統だけじゃなくて、どこかへ所も含めて、
0:21:25	外部電源の信頼性確保のための変更をしているので、
0:21:30	実際これ外部電源の
0:21:34	変更ですって言った方がなんかわかりやすいのかなというふうに
0:21:39	意味合いとしてはそういうことですよ。
0:21:52	規制庁都築です意味合いとしての認識は、
0:21:56	共通になったと思うので、
0:21:59	言葉の使い方が許可からの流れでそうですっていうところでちょっと、
0:22:04	あるのはあっていい
0:22:08	丁寧に
0:22:10	するような
0:22:13	資料等もなんかそういうところで
0:22:16	そごがあったり誤解を招いた事業の表現があったりしたら、そこはちゃんと
0:22:24	説明を加えたりとかですね。
0:22:26	そういう感じ。
0:22:28	なるべく
0:22:37	修正が必要で、いろんなところがあれば修正をお願いしたい。
0:22:41	規制庁側から他に、
0:22:43	よろしいですか。はい。
0:22:56	規制庁都築です。はい、では続けてですね。
0:23:00	外部電源のサーベ乱数のところですけど、
0:23:10	資料2でいうと、
0:23:13	65ページで、
0:23:16	説明があるんですけども、
0:23:21	他のDB設備や安全設備においても、
0:23:26	LCO、
0:23:29	んで要求されている。
0:23:32	設備数だったり系統数だったりを、
0:23:35	満たすことを確認することがサーベランスだというところの、用語の使い方としては、
0:23:43	共通化されてるところは理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:47	で、鳥飼
0:23:48	けども、
0:23:50	我々
0:23:53	保安規定の審査ガイドに適合しているかどうかが重要なので、
0:24:03	審査基準を、
0:24:05	見ますと、運営、
0:24:08	585Eから
0:24:10	ナカノ、
0:24:13	8 ポツがサーベイランスの、
0:24:17	話なんですけれども、
0:24:23	サーベランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件ちょっとこれは、今回の
0:24:35	受電系統外で、外部電源についてのところは、事故時に限定はしませんけれども、
0:24:40	必要となる条件で、
0:24:43	必要な性能が発揮できるかどうかを、
0:24:47	確認するために、
0:24:49	十分な方法、
0:24:53	が定められているというふうに言っていて、
0:24:58	ここの、
0:25:03	確認する機能が必要となる条件で必要な性能が発揮できるかどうかというところ。
0:25:10	については、
0:25:12	資料 2 の 65 ページの、
0:25:16	説明を読んでいると、
0:25:21	71 条の LCO を、
0:25:25	満たせるかどうかという観点で説明してるんですけど。
0:25:31	審査基準の方は、そういう説明ではないように思うんですけれども、
0:25:38	例えば、DB 設備、安全設備、そういったものが、
0:25:44	複数系統あったときに、それぞれの系統、
0:25:49	機器等が、
0:25:51	求められている。
0:25:53	性能だったり、費用だったりを満たすかどうかということ、
0:25:59	確認していく。
0:26:02	ということだと思うんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	ここがLCOを満たすかどうかというふうに、
0:26:10	読みかえている。
0:26:13	ところがちょっとよくわからなくてですね。
0:26:16	そこは、保安規定の、
0:26:19	基本方針等で、この
0:26:23	審査基準に適合する方法として、LCを満たすかどうかを確認していきんだっていう、
0:26:31	やり方を記載すれば満たせるっていうことを、どのように説明されているのか、この場で説明できるのであれば、
0:26:39	説明をしていく。
0:27:34	すいません九州電力佐野です。すいません。Webの方から失礼します。すいません。ご質問の趣旨としては、
0:27:43	外部電源で言えば、3回線、3回線の独立性っていうのが、LCOの要求数になってますと。それに対して、
0:27:53	サーバランスで確認する回線数っていうのが、
0:27:57	今は全A棟3回線の
0:28:00	3ヶ所以上動作可能であることを確認するっていうふうになってて、この数が、
0:28:06	イコールで良いっていうのはどこで読めるのかっていうそういうご確認でよろしかったですでしょうか。
0:28:13	規制庁鈴木です。それがイコールとしていることで、
0:28:18	審査基準の1項8号イからハの8ポツ、
0:28:23	2適合しているというふうに、
0:28:26	おそらく、基本方針を説明されたときにそういう整理をされているんじゃないかなというふうに思うんですけども。
0:28:34	なぜそういう、
0:28:37	部分的に確認できればオッケーみたいな表現に、
0:28:42	なってしまったのがちょっとよくわからないなということで、お聞きしたと。
0:29:04	すいません、ご確認、すいません九州電力さんです。ご確認していただいている趣旨は理解しましたので、ちょっと
0:29:12	基本方針等、
0:29:14	作成した背景と再度、調べて、ご連絡させていただきたいと思います。以上です。
0:29:23	規制庁鈴木ですお願いします。我々としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:27	もともとの、
0:29:29	記載は、
0:29:31	LCO＝そもそもある回線数だったので、
0:29:36	LCO見た数だけの回線数のサーベランスすればっていうのはイコール全部やるっていうふうに
0:29:43	見るのかなと思っていたので、ちょっとそこが今回、
0:29:46	そうではなくて基本方針からすると、LCOで求められている回線数、
0:29:52	が確認できればいいよっていうのがサーベランスですよっていう言い方になってるので、
0:29:57	そこがちょっと気になったというところですのでそこさえ紐解いていただけて、適合性、
0:30:04	について説明していただければそこは疑問が晴れるかなっていうところ
0:30:09	で、65、資料2の65ページの、
0:30:16	等、
0:30:17	3段落目のなお書きですね。
0:30:20	まさにここが、それを表現しているので、
0:30:25	動作可能な外部電源の確認にあたっては、サイサンカシ条件になること。
0:30:31	というところで、最後括られているので、
0:30:35	私としては、この文章で二つ意味合いが、
0:30:40	あるんじゃないかなというふうに思っていて、
0:30:43	動作可能な外部電源の確認にあたっては6回線の電話その他関連する機器を含めて県健全回線数を確認するところまでがサーベランスで、
0:30:54	それがLCO、
0:30:57	定めるLCOを満たしているかどうかの確認を行うっていうのがその結果をもっていこう。
0:31:03	判断を行うところなのかなっていうふうに思ったので、
0:31:07	そこんところが今んところ、九州電力の説明では、全全部含めて、
0:31:14	サーベランスなんですっていう言い方をされているので、そこんところがちょっと気になっているところだということなんです。
0:31:22	これについては、
0:31:26	新規制のときの、
0:31:27	示された基本方針が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	審査基準に適合しているという説明をしていただくということで次回確認を。
0:31:38	喜多糸井
0:31:43	小柳です。
0:31:45	9 電の方で、もし間違ってた補足をしていただきたいんですけど。
0:31:49	さっき鈴木さんがおっしゃった通りですね 65 ページのなお書きの
0:31:56	記載の動作可能な外部電源の確認にあたっては 6 回線の電圧を、の健全性をまず確認を。
0:32:05	しております。それはこの保安規定の、
0:32:08	から紐づく。
0:32:11	下部規定の中で、この 6 回線を見ることが規定されてましてです。
0:32:21	規定に規定する
0:32:23	サーベランスという保安規定に規定するっていうのを入れてまして、
0:32:28	あと保安規定上での確認事項としては、3 回線の確認。
0:32:32	ていう、
0:32:34	使い方をしてますので我々としては、健全性の確認は 6 ヶ月。
0:32:40	保安規定に規定されている 3 回線以上が、
0:32:44	健全であることの確認。
0:32:47	何を
0:32:49	というところになるのちょっとその辺を補足。
0:32:52	もう少しこの
0:32:54	青、
0:32:55	わかるように、
0:32:57	採用。
0:32:58	失礼するような認識でよろしいのかなとちょっと思いを、
0:33:02	現状規制庁スズキですそこについては先ほど言った、
0:33:07	審査基準の 1 個 851 から 8E からハマまでの 8 ポツのところのところで言っている。
0:33:15	一つ目ですね、
0:33:17	十分な方法が定められている。
0:33:20	こと。
0:33:22	或いは、定めら定める方針が示されている。
0:33:27	ことなのかもしれないですけど、
0:33:30	少なくともとりあえずここ定められていることになっているので、
0:33:34	ここの基準の読み方が、今言った動作可能な外部電源の確認。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	するために、全回線数の電圧等を確認して健全であるかどうかを、
0:33:48	まず確認する。これが、
0:33:51	定められていることに相当するのであれば、今んところ保安規定の方は、そこまで書かれていないし、それを、
0:33:59	やるということ、
0:34:02	読み取れるような、
0:34:04	下部規定で書いてあるというようなことが読み取れるような表現にもなっていない。
0:34:09	かなというふうに思っていて、
0:34:12	なので、結局その、
0:34:14	満たせるかどうかは、
0:34:16	この
0:34:18	基準の 8 で言っているところのサーベランスの実施方法っていうのを確実に書いてあるかどうかですかっていうところなんですね。
0:34:29	ここだからその辺りに書いてあるまた書きの部分までひっくりめれば最終的にLCOが、
0:34:36	満たせるかどうかはそれで確認する判断するんだっていうところまで続けばですね、そうかもしれないですけどこれ二つ書かなきゃいけない話なので、
0:34:47	情報
0:34:49	って何か一つに何か表現でまとめちゃってますっていう。
0:34:52	のが多分基本方針なんだと思うんですけど。
0:34:55	基本方針がそういうふうに、一目、まとめにして書いちゃって、
0:35:00	全区回線数を見るというような行為をですね、
0:35:06	書かなくても、この基準を満たせるかどうかっていうところを、
0:35:10	当然当時基本方針として説明してるはずだ。なので、
0:35:15	そこんところをどういうふうに説明したのかってところを聞きたい。
0:35:18	よろしいですか。
0:35:56	瀬下。
0:36:36	規制庁鈴木ですよろしくお願ひしますこの部分、規制庁側から他に何か
0:36:41	よろしいですか。はい。
0:36:43	じゃあ続けて、不足くうの話に移りたいと思います。
0:36:49	不足の説明を資料 2 の、
0:36:57	50 ページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	説明されて、
0:37:02	いまして、
0:37:10	まず、まずですね
0:37:18	もともと、
0:37:20	87 条の、
0:37:23	8 条の 3 項ですね。
0:37:26	で書いてある、表 87-1 で定める設備、
0:37:32	これっていうのは、
0:37:36	設備について言っているのか、
0:37:41	例えば今回で言うと、外部電源っていう表現なってますけど、
0:37:45	その設備のことを言ってるのか昨日のことも含めて言っているのか。
0:37:51	多分そこが結構曖昧かなっていう。
0:37:54	で、
0:37:56	設備っていうふうに限定したとすると、この参考ってとつてもわかりやすくですね。
0:38:04	定期的に、保全計画に基づいて点検補修を実施する設備。
0:38:11	ということになるので、で、1 項と 2 項は定期的ではない。
0:38:18	ものだってことになるので、とてもわかりやすいなと思っていて、
0:38:23	設備
0:38:30	そこを説明していただけますか。
0:38:46	整理
0:38:55	考え方。
0:39:31	で、
0:39:32	系統、
0:39:39	そうすればその
0:39:44	アノ、
0:40:00	当然、
0:40:16	求められる。
0:40:24	整理
0:40:30	規制庁鈴木ですそこがやっぱり、
0:40:35	今説明しているところだと、そういうふうには読めなくて、設備で上の、
0:40:42	850 ページの上が野瀬さんページぐらいは、
0:40:45	説明されている
0:40:51	これ、外部電源の機能として、LCOと絡めて話をしますよと。
0:40:58	仮に言ったとすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	さっきの用語の定義からすると 57 ページ。
0:41:05	の、
0:41:11	この赤で書いてある外部電源、
0:41:15	それで電源の機能について言おうとしたときに、どういうふうにそれを切り分けるのかっていう、
0:41:23	ところがよく分かんなくて、
0:41:26	例えば、
0:41:28	予備変圧器から直接的に非常用母線に給電する機能とかね。
0:41:35	例えば 0 連絡用変圧器を介して 220kV 総連携から、
0:41:42	集変圧器を経由して受電する機能とか、
0:41:48	でも、多分そういう切り分けにはなっていないんですよ。
0:41:53	ちょっとその辺がわかんなくて、
0:41:57	予備変圧器って言ったじゃんこれ設備ですっていうふうに
0:42:01	ここで考えなきゃいけない設備。
0:42:05	どれ見なきゃ。
0:42:08	実用炉則の別表第 1 だけでいうと、多分、
0:42:12	城様。
0:42:14	電源でいうと、
0:42:16	どこか閉所の遮断機と連絡用変圧器、
0:42:21	主変圧器とかも入って、
0:42:25	それから、非常用電源なのかわかんないけど予備変圧器、
0:42:30	このぐらい。
0:42:33	ちょっと容量によって入る入らない
0:42:37	でも、
0:42:39	結局、
0:42:41	何回線受電できるみたいなね。
0:42:44	昨日音に、
0:42:45	直接的に関連してこないんですよね。
0:42:48	結果として、何回線になるのかっていう、結果論は、
0:42:55	ちょっと先ほどの 50 ページに戻って、
0:42:59	実はここ PRA の話を書いて、
0:43:02	ますますやっぱりよく、
0:43:06	イベントツリーあって、炉心損傷頻度、
0:43:10	思って、そのの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	△CDFとかで判断するんですとかっていう、言ったときに、イベントリーについてはどういうふうにする。
0:43:20	によりますけど例えば機能で作りますっていうふうに言った時にそれはわかりやすいんですけど、ただその機能に対する失敗確率って、結局、
0:43:28	機構さっきの外部電源の機器構成のフォルトツリー作ってやっていく。
0:43:34	つりを機能だけで限定して作りますというやり方もあると思うんですけど。
0:43:39	ちょっとその辺が、
0:43:43	あまり明確じゃないので、ちょっとよくわかんないなっていうところがまず前提でありますんで、
0:43:51	設備だけについて言ったら、
0:43:54	多分この
0:43:57	保安規定で、
0:43:59	きっちり説明しなきゃいけないってのは、
0:44:02	さっき言った実要素炉則の別表第1、
0:44:09	中心にやんなきゃ。
0:44:12	それだけだと。
0:44:14	先ほど言ったそのLCOに絡みますのでちょっとLCOというそういう、
0:44:19	LCOになってないですね。何回線受電できるかって機能。
0:44:26	ここは使い分けLCOに対して、
0:44:29	87条の、
0:44:31	表87-1については使い分けしているのかなっていうふうに考えたときには、この上の説明ですね50ページの、
0:44:41	予備変圧器の点検についてとかそういう言い方ではない。
0:44:47	もするし、ちょっとここはよくわかんなくて、
0:44:50	数まずそこをはっきりした方がいいかなっていうふうに思うんですけど、最終的にこの
0:44:57	87条で、
0:44:59	青旗作業です赤ハタになりますよっていうのを判断するのはこれLCOだけでまずいいんですね
0:45:09	そこは大丈夫ですね。
0:45:10	そうすると、今回つい限って言えば、
0:45:14	対象する機能設備について、
0:45:17	やっぱり、
0:45:24	そういうことになりますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	機能として、上の説明をしようとしたときには、
0:45:33	上手いことなんか交付不足と関連づけて、
0:45:37	説明。
0:45:39	できるんですが、例えばステップ 5 の状態は、ステップ 6 の状態はみたいな、
0:45:46	と九州電力の小柳です。
0:45:49	まず 87 条にある第 71 項の外部電源につきましては、
0:45:56	要求、
0:45:58	外部からの送電線を非常用母線に供給するための機能。
0:46:04	がまず
0:46:06	要求されてますです。それじゃその機能を満足するためには個々の設備を介して、非常用母線に給電されるんですけども、
0:46:16	ですので、この
0:46:19	87 条の 3 項にある、予防保全計画に基づき定期的に行う点検というのは、設備の点検になります。
0:46:29	設備の点検を実施することによって、外部からの送電線からの電力が非常用母線に給電される機能が、
0:46:40	保安規定に定める要求事項を満足しない状況の際に、点検する。
0:46:47	ための表がこの
0:46:48	参考。
0:46:50	になりますので、満足すな機能ですけど、機能を達成するためにはその設備一つ一つが、
0:46:57	の状態を確認する必要があるという認識でおります。
0:47:04	今回のこの 50 ページに書かれてある内容としましては、その機能を満足しない状況を、工事ステップの
0:47:15	中で当てはめたときに、
0:47:17	その計画通りに工事が、送電線の切り換え工事が実施できないという場合に予備変圧器からを点検したらどうなのかというご質問に対して、ちょっとその観点、
0:47:31	での説明になってますんでちょっとこの予備変圧キーが、
0:47:35	主で、
0:47:36	働いてある記載になって、
0:47:39	るってところがこの資料の
0:47:43	内容になります。
0:47:45	まずここまでで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:48	はい、規制庁鈴木です。
0:47:52	そののそうすると、
0:47:56	設備って言ったときに、
0:47:59	保全計画に基づき定期的に点検補修をする設備ってどれですかっていうのは、まず一通りちょっと。
0:48:09	説明をしてもらいたいなあというふうに。
0:48:14	で、その設備を、
0:48:17	点検補修すると。
0:48:20	ステップ5ではどうなりますステップ6ではどうなります最終形ではどうなりますっていうのを、何かちょっと1個ずつ、
0:48:29	見ていかないと、本当にここに説明されている内容をちゃんと満たせるのかどうかってところが、
0:48:40	きっちり確認できないなっていうふうに思うんですけども。
0:48:47	とそれからもう一つですね、
0:48:51	そういうふうに、
0:48:53	説明をしていったときに、一つ気になるのは、
0:48:57	50ページの上側の説明文で、
0:49:04	2段落目のですね、
0:49:10	最後の三行ぐらいですね、
0:49:14	予備変圧器の計画的な点検補修を実施する計画がないため、
0:49:20	ていうところがよくわからなくて、保全計画でそもそも、
0:49:27	定期的に点検補修を実施する計画にはしていない。
0:49:33	ということを、予備変圧器について言っているのか、それとも、
0:49:38	想定されている次のページの想定されている工事期間ですね。
0:49:43	この中で定期点検が発生する。
0:49:46	状況にはなっていないよっていうことだけを言ってるのか。
0:49:51	後者だとすると、
0:49:52	参考で書いてある定期的に、
0:49:55	行うっていうことについて設備だっていう話であれば、
0:49:59	その間、
0:50:01	定期的にを行うタイミングが来るか来ないか別にして、
0:50:05	定期的に点検を行ってなきゃいけない設備であつたらまずここは引っかかるんじゃないんですかねっていう疑問がわいてくる。
0:50:14	この2段落目のところが、何を言おうとしてるのかっていうところが、ちょっとはつきりしないなっていう二つ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	はい。九州電力の小柳です。
0:50:30	名の、
0:50:32	質問なんですけれども、
0:50:39	40STEP5－48 ページの丹清家
0:50:44	見ていただい。
0:50:47	まず定期的に点検を実施するのは、ものとしてはGISのそれぞれの遮断器、
0:50:53	がございます。
0:50:55	それと、すそDISから、それぞれの非常用母線へ接続される予備変圧器でしたり主変圧器所内変圧器といったそれぞれの変圧器の点検、
0:51:08	またも連絡用変圧器もございますけど、
0:51:10	この変圧器の点検がござい
0:51:13	そこから非常路線に接続されるケーブルに関しては、それぞれの変圧器を停止している中の点検項目の一つ。
0:51:24	としてますので変圧器の中に含まれているとみなしていただいて構いません。ですので遮断器と変圧器が点検を定期的に点検する項目としては該当。
0:51:39	2 点目のご質問としましては今回記載してる内容としまして予備変圧器は先ほどもご説明いたしました通り、定期的に点検を、
0:51:49	実施する設備、
0:51:54	ただ、今回の工事期間の中で予備変圧器の点検に影響を及ぼさない範囲で工事を実施する計画で、
0:52:04	おりますのでこの 51 ページの工程にあります通り、
0:52:14	10、
0:52:16	に、
0:52:18	工事というのが、変圧器の定期的な、定められてる点検期間以内の中で実施する。
0:52:27	工程を定めて、それに、
0:52:33	鈴木さんのご説明でいきますと後者。
0:52:36	に、
0:52:41	規制庁スズキです。まず、
0:52:43	全然し、通す一つ目のどの設備っていうところについては、
0:52:50	理解しました。
0:52:55	ただ、
0:52:58	受電系統。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	の、
0:53:01	状況もかんがみた保全計画が遮断器、GISの遮断機等については、
0:53:07	多分絡めて、
0:53:09	計画なされる。
0:53:10	んだろうなっているところは、
0:53:13	それでよろしいですよ。
0:53:15	例えば、どっかの変電所の点検が入ってるときに、
0:53:19	そこの受電系統と関係ない遮断器を点検するとかってというような、
0:53:24	ことをやらない。
0:53:30	もう一度お願い
0:53:32	例えば、
0:53:42	新鹿兒島変電所の、
0:53:45	この受電。
0:53:48	に繋がっている受電系統。
0:53:51	の、GISの遮断機が、
0:53:55	20 の 80 とか 2070 とか、
0:53:58	1L2L1Lでありますんで、この点検すは、さっき言った、
0:54:04	そそのときに、新開五島変電所側の方が何か、
0:54:09	点検してたり、
0:54:11	するような状況で、例えば
0:54:14	1Lなりに入れるなりが、実はちょっと
0:54:18	安定してないのか或いはひょっとすると相談してないのかみたいな時に、
0:54:24	別の、
0:54:28	センサ。
0:54:30	系統開閉所側の、GISの遮断機 20－50 とか 20－60 の点検をするような保全計画とかは、
0:54:40	立てたりしないですよ。或いはそれは 50kVのほうの遮断機 50－40 とか 50－30 とか、
0:54:48	の遮断器を点検するような、
0:54:50	そういう何か重畳す。
0:54:52	二つの話を、
0:54:54	二つの受電できない状況わざわざ作り出すみたい
0:54:59	そんなことはまずしないんですよ。
0:55:02	優秀電力のコヤナギ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:04	おっしゃる通りですね新鹿児島変電所なりの省察系統開閉所側の遮断機につきましては、送配アノ他社の
0:55:15	設備にはなるんですけれども、
0:55:18	この
0:55:19	川内原子力発電所の保安規定の要求、
0:55:22	人を満足する必要があることは共有しておりますので、点検計画につきましては、川内原子力発電所の保安規定上の要求を満足する、
0:55:36	遮断回線数を確保した上での点検を、計画的に実施していき
0:55:44	規制庁スズキすわかりましたそうすると、
0:55:47	例えば新鹿児島変電所のHLの方の回線、
0:55:52	のを、
0:55:54	関連でいうと、
0:55:56	JISの遮断機 20ー70 っていうのを点検するときには、そっち側も何か点検してる時に一緒にやったりだとか、そういうふうな計画を立てる、そうするとつまり、
0:56:08	220kV、
0:56:11	1 回線だけ。
0:56:13	使えなくなるような点検。
0:56:16	そういうそれがイコールかい受電できる回線数。
0:56:20	が 1 個だけ減るような
0:56:22	そういう点検計画を立てます。
0:56:25	そういう理解でよろしい。
0:56:28	イコール機能。
0:56:30	ますよ。
0:56:35	これまでもそういう形で実施して参りましたので、今後もですね、そういう機能として、
0:56:41	数回前
0:56:43	ない。
0:56:43	計画、
0:56:45	を実施して、
0:56:48	セトずです。だからこそ、エースさっき言ったJISの遮断機、
0:56:53	何か一つやったときには、1 個回線が減るっていうような形だし、
0:56:58	予備変圧器、
0:56:59	を点検するっていった時には、
0:57:04	何回線が減るっていうなのかちょっとわかんないけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:07	という状況だし、
0:57:09	1号の主変圧器を点検するときは、
0:57:12	何回線減る2号の主変圧器を点検するような形で減るっていうふう ふうに耐専数で、
0:57:19	設備と回線数がひもついて切り分けて説明が、
0:57:23	できるんだと、それがLCOとの対応になるんだと。
0:57:26	そういうふう理解了しました。
0:57:29	で、それはそれでいい。いいですね理解できたので、
0:57:34	二つ目の話がやっぱり理解できない
0:57:37	で、
0:57:39	定期的に、
0:57:42	予備変圧器、
0:57:43	例えば1年ごとにやりますよって言ったときに、
0:57:48	その
0:57:49	点検の間隔の中で工事やってるから、
0:57:52	80、87条の3項には該当しませんっていうふうに、
0:57:58	言っちゃくと、
0:57:59	87条の3項っていやそもそも、
0:58:04	LCO関係なく、
0:58:07	保全計画に基づいて定期的に行う点検保守を実施する設備のこ を対象にしてるんじゃないですかっていう。
0:58:16	単純に定期的にするかやらないかっていうだけなんじゃ。
0:58:20	九州電力の川浪でござい。
0:58:22	87条自体が、青旗作業が必要なものというところからスタート しますので、保安規定上の要求事項を満足した上で定期的に点 検を実施している設備につきましてこの87条にすべて入ってい るわけではないというわけではございません。
0:58:38	現状でも要求、
0:58:40	要求数プラスアルファで設備を持っているものにつきましては、 保安規定の要求事項を満足した上で、
0:58:49	そう、プラスアルファの部分についての点検というのは他の設 備でも実施をしている状況になります。
0:58:57	規制庁するけどそうするとこの参考の書き方がそもそもちょっ と実態立ってないってことなんですね。
0:59:04	あのさ、参考はもう本当に単純に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:07	保全計画に基づき、定期的に行う点検保修を実施する場合について書いてあるだけだと読めるので、今の記載はね。
0:59:17	だけど実際はそうじゃないんですっていう今説明があったので、だからじゃあ何が、
0:59:24	一行 2 行側で何が参考がなのかっていうところは、87、表 87-1 に書いてあれば参考だし、
0:59:32	書いてなければ一向にこうだしてというそういう説明なんですっていう、それだけだってこと。
0:59:49	すいません九州電力佐野です。
0:59:51	すいません。先ほど
0:59:54	先ほどから最初の方で鈴木さんがおっしゃっていたところもあるんですけどちょっと繰り返しになるところもあるんですけど、
1:00:00	この 87 条の青旗作業っていうのは、一応、審査基準上やむを得ずっていうのを受けて作ってまして、参考は、先ほど鈴木さんがおっしゃっていた通りで保全計画に基づき点検する設備、
1:00:14	事前にあらかじめ保全計画でいつ何をするっていうのわかりますそういったものは、やっぱりリスト化して、例えば前モード容器の設備とかは、もうやむを得ず、参考でも、
1:00:26	参考にしなくちゃいけないっていうのがわかるので、全盲状況の設備とかですね、はい。というので、3 項に規定してますのでそれ以外でわからない、わからないというか、予防保全を目的としては保全計画に基づかない。
1:00:41	計画っていうのは 1 項 2 項で作業を、
1:00:44	保全計画に基づかない提供する設備っていうのは 1 項 2 項で、点検を実施するという形になっております。以上です。
1:00:56	そうですまさに記載はそうなっているので、
1:00:59	だから定期的に、
1:01:02	点検補修を行う場合はもう全部参考に落ちてくるかというふうに読めるんですよね。
1:01:07	そしたら予備変圧器であって、連絡用変圧器だって GIS の遮断器だって定期的に、
1:01:13	点検補修をする、実施する。
1:01:15	設備なんですよね。そしたらこれ、
1:01:19	回線数がどうのこうのじゃなくて定期的に行うから 87 条。
1:01:24	の参考の対応になりますよって。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:28	いうふうに読めちゃうんだけど、
1:01:30	そこにLCを絡めてくるので、
1:01:33	よくわかんなくなっちゃうってこと。
1:01:38	簡単に言うと、
1:01:40	1個。
1:01:41	対象なのか。
1:01:42	参考対象なのかだけ議論した時にLCは関係ないですね子供しよん 限りにおいては、
1:01:48	あくまでも一行対象となって、かつLCをインダスズキは2項に移行しま すってことですね。
1:01:56	そうするとじゃあ一行対象なのか参考対象なのかっていう違いは、定期 的に、
1:02:02	点検するものかどうかだけですよね。
1:02:09	そそこが、だから、なぜ今回、
1:02:12	予備変圧器なり、
1:02:14	主変圧器なり、
1:02:16	DISの遮断器なりが、
1:02:18	外れちゃうんですかねっていうところが、
1:02:22	かつそれが工事ステップによって使い分けるっていうところが、
1:02:27	よくわからないなっていう
1:02:34	です。
1:02:38	今はすべて、
1:02:40	先生が先ほど佐野の方も、
1:02:55	頻度が定められている
1:03:05	やむを得ずLCO逸脱。
1:03:06	ところに、結果、
1:03:14	絞ったかい。
1:03:21	になる。
1:03:26	無理だと。
1:03:29	前期
1:03:45	他に、
1:03:48	結果、
1:04:07	やむを得ず
1:04:13	どうかっていう
1:04:16	運用に照らして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:23	先ほど来、
1:04:46	九州電力穴井では、ちょっと補足してさせていただきますと
1:04:51	我々、予備変圧器の定期的な点検で、LC。
1:04:57	になるという状況は考えていないんですけども、ここで言う、予期せぬっ ていうところは、50万の切り換え工事が遅延する。
1:05:09	ことによって、
1:05:10	50万側の切り換え工事を実施することによって、回線数を満足できない 状況小貫が発生。
1:05:21	する可能性がありますので、ちょっとそういう観点で、
1:05:25	記載を、
1:05:26	している状況にない
1:05:28	あくまでも、我々としては予備発を計画的に点検する上では、
1:05:32	必要回線数を満足する形で計画、工事を遂行していく。
1:05:40	遂行していきますので、計画的な予備は月の点検に伴う、
1:05:47	LCO、
1:05:48	という要求事項を満足しない状況というのは発生しないと。
1:05:54	規制庁杉下の最後の説明はちょっと後回しにしたいと思う。
1:05:58	まず、やむを得ずってというのは、
1:06:01	まず、定期的に点検補修をしなきゃいけない設備がある。これはもう純 然たるもの、
1:06:08	決まり事で、
1:06:10	やんなきゃいけないんですって決まってて、それをやることによってLC Oを逸脱してしまうのが、
1:06:16	やむを得ず所だと。
1:06:19	要するに二つの条件を満たすアンドの条件を満たすときに、やむを得ず 青旗作業ですっていうふうに、初めから言っときますって、
1:06:29	だと思っすよまずそれ、その理解で正しいんですよ。
1:06:33	それ以外のものあります。
1:06:48	はい。規制庁鈴木です。わかりましただからそ、そういうことから考える と、
1:06:53	まず、
1:06:54	予備変圧器、それから集変圧器、
1:06:58	GISの遮断機、これはもう定期的にやるものなんだけれども、
1:07:04	それを定期的にやったとしても、LCO逸脱しない。
1:07:10	ので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:11	まずこの青旗作業リストから外すんです。
1:07:15	それはわかりましたそれイコール、
1:07:18	技術基準を満たすかどうかがある仕様になっているので、
1:07:23	ですよね。なので、
1:07:25	その観点で見ます。
1:07:27	条件を見て、
1:07:28	外れるかどうかを見ますっていう、まずそういう理解でいい。
1:07:42	そしてちょっとわかりました。
1:07:44	次の問題なんですけど、
1:07:46	それが、
1:07:49	どのステップ
1:07:53	工事の期間が、
1:07:55	どうのこうの関係なく、
1:07:58	それを満たす要するに青旗作業対象から外れるっていうふうになるの かが、どのステップなんですか。
1:08:06	それがさっき言った、
1:08:08	各設備を点検するときに、
1:08:10	どれだけ回線数が残る。
1:08:14	パッと、我々ちょっと、
1:08:16	わかんないんですけど、
1:08:18	まずそこをちょっと示してもらって、
1:08:21	さっき言った検査対象のものを、これセト点検すると何回線になります ナカセ、
1:08:26	完成形で行ってますよ。
1:08:28	完成形の状態においてナカセなり、なりますナカセになりますナカセに なりますっていう。
1:08:33	話があった上で、
1:08:36	じゃあ、最低限であるLCOを満足。
1:08:42	しつつ、
1:08:43	どれか一つ点検をしてい。
1:08:46	で、大丈夫です。栗田作業を外せますっていう状況になるのかしてこ幾 つなのかっていう、まずそこを確認したいんですけど。
1:09:03	横江。
1:09:07	このヒアリングの当初でもありまして概要書のパワーポイントで、どこを 点検した場合につきましても、外部電源の必要数を満足できる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:21	値をカーブの、
1:09:22	資料の中で、
1:09:52	資料 1。
1:10:10	資料 1 のスライド、8 ページと 9 ページを、
1:10:16	ご覧いただきたいんですけどもまず、
1:10:18	スライドの 8 ページ。
1:10:20	です。こちらが外部電源の予防保全を目的とした点検保守が不要となる理由につきまして、
1:10:28	遮断器、今回点検としまして遮断器と変圧器が該当いたしますけれどもそのうちの遮断機に関しましては、
1:10:39	変更前ですと、1 回線遮断器を点検する場合も要求 3 回線に対しまして 2 回線しか残らん。
1:10:47	けれども、
1:10:48	5 号につきましては遮断機 1 回線をどの遮断機を回線点検したとしましても残り 5 回線、
1:10:55	が残ります。
1:10:57	ここにつきましては、それ、複数回線が同時に点検をしないような調整というところを踏まえて計画、
1:11:04	実施していく所ところになります。
1:11:08	よ、次の 9 ページですけれども、
1:11:12	9 ページにつきましては、今度は変圧器代表としまして予備変圧器の点検時の記載をさせていただきます。
1:11:21	変更前につきまして予備変圧器を点検した場合には 50 万 2 回線しかからしか受電ができない状況ですので青旗作業として、
1:11:29	点検を実施して参りました。
1:11:31	変更後になりますと予備変圧器を点検した場合につきましても、連絡用変圧器をかえずして、非常用母線への電源供給は継続いたしますので 6 回線、
1:11:43	とも受電できる
1:11:45	いう形で御説明につきましては外パフォの概要書の中に盛り込ませていただいて、
1:11:55	状況というのがまずステップ。
1:11:59	ステップ 6 ではもちろん、この状況になります。
1:12:04	ステップ
1:12:05	対象、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:07	を付則に記載させていただいてるんですけど、
1:12:11	ステップ 5 の状況においては、ステップ 5 からステップ
1:12:15	の期間、
1:12:18	ありますので、
1:12:21	ステップ 5。
1:12:23	からステップ 6 への移行。
1:12:25	で、予備変圧器を定期的に点検する。
1:12:28	変圧器をですね定期的に点検する状況というのは発生。
1:12:33	いたしませんので、
1:12:36	このステップ 5 から適用開始して問題ないと考えており、
1:12:48	規制庁柘植最後の説明はちょっと置いときます。
1:12:51	まず、
1:12:55	資料 2 でいうと、49 ページの、
1:13:00	ステップ 6 が完成形なので、さっき資料 1 で言ってた 8 ページ 9 ページ
1:13:07	の、
1:13:07	話ですよっていうところはいいです。で、
1:13:11	その前のステップ、
1:13:14	5 において、
1:13:18	ここにおいても、
1:13:21	どの点検しても、
1:13:23	満たせるんでしたっけって言ったときに、1 号については、
1:13:31	満たせそうですけど。
1:13:35	2 号に、
1:13:37	おいては、
1:13:39	予備変圧器を点検に入ったら、
1:13:43	これ LCO 逸脱しちゃうんですよ。
1:13:47	いや点検期間に入りませんか何とかじゃなくって、単純に予備変圧器
1:13:55	ここ点検にして、
1:13:56	したら、
1:14:03	LCO 逸脱、2 号は行ってる紙を逸脱しちゃいせんかねっていうだけ。
1:14:11	このステップ 5 の状況で予備変圧器を点検、提出変圧器を停止した場合につきましては、
1:14:19	20 万 2 回線からの、20 万 4 回線からの受電というのが双子オガワにつ
1:14:19	きましてはできませんので、
1:14:19	50 万 2 回線からの受電。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:22	という状況になります。
1:14:25	規制庁
1:14:26	LCOの一つ目を二つ目を満たせない。
1:14:30	3回線も満たせないし、独立っていうのを見た。
1:14:35	そうですね。はい。はい。
1:14:44	長杉です。
1:14:46	しました。だからこそ、そこで次に、
1:14:49	の話になるんだけど、
1:14:51	工事工程からするとその間、
1:14:54	予備変圧器の点検に入らないから、
1:14:58	2号がLCO逸脱することはないんですよっていう説明なんですけど、それがさっき言った。
1:15:05	定期的に点検する設備、
1:15:08	ファンドLCO逸脱しますかどうですかっていう。
1:15:13	話のそのAND条件から逃れられる理由として、
1:15:18	その工事期間において点検しないからってというのが、
1:15:23	含まれるのかどうかってというのが次の議論になってきて、
1:15:27	そこをやりませんって宣言したら、
1:15:31	そうなっちゃうんですか。
1:15:33	当たったって例えばですよ。例えば、
1:15:37	ある設備は、
1:15:38	40年ごとに点検する設備です。
1:15:42	なので、40年間運転する間においては、
1:15:46	必要最小限の数しかないんだけど、
1:15:49	点検は、
1:15:50	起動開始、供用開始後、
1:15:54	次の点検は40年後なんで、
1:15:56	青旗作業の制限はしませんで、
1:15:59	そういうのも、
1:16:01	言えちゃう、或いは行っちゃいますっていうこと。
1:16:07	さっき言っただから、
1:16:08	定期的に行う点検を行う設備、アードそれによって、
1:16:14	LCを1冊するっていうだけではなくて、
1:16:17	その間保全計画として、本当に点検するかどうかって条件までアード条件に入って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	九州電力の小柳でございます現状におきまして、
1:16:45	必要数以上に設備を配備しているものに、
1:16:50	点検を実施してますけれども、その点検につきましては、必要、
1:16:56	台数を満足した上で実施していると。
1:16:59	いうものも多数。
1:17:04	規制庁柘植だけドステップ 5 において、
1:17:07	2 号については、
1:17:10	足りないんですよ。
1:17:13	予備変圧器点検しちゃったら、足りなくなるんですよ。
1:17:17	だからそこが、
1:17:19	さらに保全計画としてその間は点検しないから、
1:17:24	点検する設備、予備変圧器を点検する設備なんだけど、
1:17:28	LCO逸脱する状況にはなるような点検はしません。
1:17:33	宣言すれば、
1:17:35	青旗作業の枠に入れなくていいということになるんですか。
1:17:47	あと、
1:17:49	こういう。
1:17:50	状況があるかと言いますとおっしゃった。
1:17:53	おそらくそういうものは、
1:17:55	ない。
1:17:57	はい規制庁スズキ。
1:17:58	そうすると、
1:17:59	次に疑問が出てくるのは、
1:18:02	そういう状況で、
1:18:04	一部使用承認をして、
1:18:07	使い始めるので、
1:18:09	予備変圧器の
1:18:11	検査終了した時点において予備変圧器を一部使用しますっていう。
1:18:17	手続きをするんですよ。
1:18:20	だからそれが可能になるわけですよ。
1:18:22	工事期間中においても、
1:18:26	この外部電源系の
1:18:29	工事が全部完了して、
1:18:32	修了書が出る。
1:18:34	ところまでいったのがステップ 6 で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:38	その手前で一部使用承認をかけようと言いました。してるからこそこういう話になるってこと。
1:18:49	規制庁それでそうすると、
1:18:52	予備変圧器は予備変圧器として、
1:18:57	もう供用開始なんです。そういうことなんで、
1:19:02	ちょっとそこが、今不足に入れている状態の話と、
1:19:07	そうじゃなくてももう全部完成したときに、話することなんか、
1:19:15	予備変圧器につきましても供用開始して、
1:19:19	そのタイミング。
1:19:28	供用開始してい。
1:19:30	いる状態っていうのは一部使用承認で供用開始してるわけじゃなくて、
1:19:35	これ自体の検査終了書をもって、供用開始後になっているので使ってるんですってことを言われている。
1:19:45	全部検査終了して、
1:19:47	今回より変圧器につきましては今まで木瀬通の予備変圧器等使用も全く変わらない。
1:19:56	ものを高台に移設をいたします。
1:20:00	ですので別表上で要求される工事計画の申請対象では今回、
1:20:06	はい。
1:20:07	としまして、必要な確認をした上で、使用を開始する。
1:20:13	ものになります。
1:20:14	規制庁で理解しましたそうするとそれは例えば、
1:20:18	GISのA1L2L-50-4510-30とかも、これも、
1:20:26	手続きはいらなくて、ただ新しいものは別のところに設置するけど、同じ仕様だから、
1:20:33	届け出の対象でもなくて、ていうことでやってるので、それは次、自分たちの管理の中に置いてやってるだけです。
1:20:41	今回、
1:20:44	対象になってくるのは 220kVのGISの遮断機と、
1:20:49	連絡用変圧器、
1:20:51	ところの周りの継電器、
1:20:55	それだけが
1:20:58	使用前検査の対象になっていて、
1:21:01	なのでここんところに、ここんところについては何か

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:06	一部使用承認があるかないかみたいな議論にはなるけれども、
1:21:11	予備変圧器についてはそうなりませんと、そういうことで、
1:21:19	認識の通りで、
1:21:21	規制庁そうです。んであれば、さっき言った、まずそもそこの予備変圧器って定期的に検査、
1:21:29	するものなので、そのまんま
1:21:34	2号側については、
1:21:36	オガタ作業を、
1:21:38	残しておくものじゃないんですかねって逆に、
1:21:42	疑問に思うんですけど。
1:21:51	九州で増えました。
1:22:09	資料2の5ページ
1:22:21	ここは
1:22:23	当然ところなん。
1:22:48	2号側で、
1:22:56	この予備変圧キーの定期的な
1:23:00	点検戻ってくる。
1:23:05	考え。
1:23:08	生後
1:23:09	のケーススタディーとして、50万kV、
1:23:17	かなり
1:23:19	手嶋。
1:23:24	そういってもより、
1:23:28	天気
1:23:36	舗装ではなくて、
1:23:46	そのために点検しなければならない。
1:23:50	京都市。
1:23:52	切り換え工事。
1:23:59	保全計画。
1:24:09	整理ができるんじゃない。
1:24:13	以上です。市長それで、
1:24:15	そこがわからなくて、計画外の話は、
1:24:18	予備変圧器に対して計画外の
1:24:21	点検補修が必要になったかどうかの議論であって、
1:24:25	50万キロの方の話とか関係ないですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:31	なぜそこが関連してくるのかよくわかんない。
1:24:35	なぜ 50 万キロの工事が、
1:24:37	計画外だったら、予備変圧器が 1 コガに行くの 81 コガに行くのかがよくわかんない。
1:24:45	これ単純に予備変圧器が定期的に行う。
1:24:50	点検補修を必要とするものである。
1:24:53	金井家だけですよね。
1:24:56	で、定期的に行っているものじゃない。
1:25:01	状態で例えば予備変圧器が壊れましたとか、
1:25:04	或いは、
1:25:05	点検をせざるをえないような異常な兆候が出てますみたいなことが来たらこれ 1 コガの話だと思うんですけど。
1:25:13	なぜそれが 50 万キロボルトの工事が計画外に遅れたかどうかで、そこが変わるのがよくわかんないんです。
1:25:21	九州電力の小柳でございます。
1:25:23	その辺ちょっと先ほどの話の繰り返しになるんですけども、
1:25:27	まずは予備変圧器は計画的な点検が控えて、
1:25:32	おります。
1:25:33	その予備変圧器の点検をすると。
1:25:36	際に仮に、50 万の切り換え工事がそこでしか実施できない場合につきましては 50 万 2 回線置きの遮断機を、
1:25:45	計画外に開放しに行く必要が出ますので、すみませんちょっとこの間、
1:25:50	もう少し臨補足のですね書き方を
1:25:57	落として我々は予備変圧器の定期的な点検ではなくて、手法としては 50 万の送電線遮断機の開放に行くことが計画外。
1:26:08	というふうな認識を持っていますので、ちょっと
1:26:11	すみません。
1:26:15	そういう認識での計画外と。
1:26:18	ですので、
1:26:18	主語が予備変圧器の点検ではなく、
1:26:22	50 万の 50-3040 を開放する行為と。
1:26:27	いうところが、
1:26:29	今計画し、
1:26:31	計画外に予備変圧器の点検と重なるような状況が発生した場合について議論をさせていただいている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:39	認識で、
1:26:41	ですので我々としてはそういう形にならないように計画、着実な工事遂行。
1:26:47	というところを実施していく。
1:26:50	いうところでございます。
1:26:57	ちょっと話が少しそれるかもしれないですけど先ほどアノ系送電線側の他社の点検になるんですけども、送電線側とは、回線数を満足する形で、
1:27:08	複数回線の同時停止にならない状況を調整しながら実施していきますけども、こちら他社の変電所側の遮断機の点検を複数同時に実施するという、
1:27:21	申し出があった場合につきましては側溝に対して、6、
1:27:27	3回線以上の要求を満足できない場合が、仮に、
1:27:31	静止したらどうかってちょっとそういうところと同じような話になるんですけど
1:27:36	その際におきましては、
1:27:40	その一行なの、送電線等の、
1:27:44	予防保全等と、
1:27:46	ハラメタ整理、
1:27:48	2、
1:27:49	なるのかなと。
1:27:50	今、
1:27:52	我々が考えてるMIMAS50万の遮断機についても同じような位置付けで、
1:27:56	考えても、
1:27:59	規制庁そうです。もうちょっと聞きたいんですけど、
1:28:04	資料2の48ページのStep5で、先ほどはG50万キロの時に5-50万キロDIS。
1:28:13	50
1:28:14	2号側のA棟、既存の特高開閉所のGISの50-40なり50-30、
1:28:23	ここが、
1:28:25	計画外の何かしらの点検及び補修が必要になったとき、
1:28:32	にはっていうことだとすると、
1:28:36	そのときにおいては50-40が解放されたとしても、50の30残ってて予備変圧器も残っているんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:46	これLCを満たすんですね。
1:28:56	九州電力小柳です。12号予備変圧器を停止している状況において、
1:29:05	50万の30なり40を解放する。
1:29:08	場合、
1:29:26	ステップ5において、
1:29:28	そもそも、
1:29:30	予備変圧器の定期的な点検に入ったら、そもそもそこでLCOを満たして ないので、
1:29:37	その時に家50-40とか50-30が、
1:29:42	計画外で使えなくなったらっていう議論をしたって意味がないような気がする んですけど。
1:29:50	単純に、
1:29:52	50万キロ側の遮断機のもん話です。計画外の話は50万キロ。
1:29:58	の、遮断器の話ですって言った時には予備変圧器が生きてるんですよ ね。
1:30:07	そこが生きてないや定期点検入ってますって言われたら、いやそもそも もそこって、
1:30:14	LCO逸脱する状態になってるんだから、
1:30:18	初めからそれ青旗作業にしとけばいいんじゃないのっていうのが素 朴な疑問
1:30:24	はっきり、
1:30:29	20万側が、
1:30:30	新開閉所側に接続されてない状況での予備は月の点検、
1:30:36	になります。
1:30:47	はい。
1:30:48	だから結局、
1:30:49	予備変圧器が計画外に、
1:30:53	点検補修が必要になるっていうそれほど、それは当然ある、あるでしょ うと、それはわかりますわかりましたけど、
1:30:59	計画的、定期的に点検する状況において点検に入ったら、2号機側はL CO逸脱しちゃうんだったら、
1:31:08	青旗作業として、
1:31:11	定義しとけばいいだけじゃないんですかってなぜそれをわざわざ、
1:31:15	87条の2項側で処理しようとするのかがよくわからないって言うてる。
1:31:23	九州電力のウエムラですよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:26	鈴木さんがおっしゃっていただいている懸念をすごく理解しているところですが、
1:31:36	こう書いた経営としましてはやはり、審査基準上やむを得ずという、致し方ない事情において、点検する場合のことを言っていると認識しております、
1:31:49	今回のその鈴木さんのご懸念の通り、
1:31:53	この
1:31:54	逆によくない使い方をしてしまった場合にするかもしれないので、やむを得ずっていうことを担保させてもらうという、
1:32:04	するかもしれないことについて
1:32:08	記載しているんじゃないかと。
1:32:11	いうふうに、
1:32:13	誤解を招く恐れがあったことから、
1:32:16	事業者としてはやむを得ずの点検はないと判断した上で 87 条の表から消しに行った次第です。以上です。
1:32:26	市長そうですだからやむを得ずの定義がまた違うんじゃないですかって話をしてて、やむを得ずの定義なんですか。
1:32:35	今回の外電。
1:32:37	とか、
1:32:38	約今 80 表 87-1 に、
1:32:41	示してるすべて全部においてやむを得ずの条件って、同じはずですよね。
1:32:47	それぞれ違うって言うんだったら、違う、何をやってるかよくわかんないけど、
1:32:51	同じん。
1:32:53	やむを得ずの条件を決めてるはずだと私は思っているんで、
1:32:57	それに倣うんならえば、どうなりステップ 5 ン時に、
1:33:02	2 号機側はどうなりますかって議論してるだけなんですよ。
1:33:08	1 個 1 個 1 個各論でやむを得ずを議論するつもりは私なくて、
1:33:16	それ九州電力の植村です。よろしいですか。
1:33:21	はいどうぞ。図というのは工事期間とか、点検期間に対するやむを得ず
1:33:28	ではなくて、
1:33:30	その機能機器が要求されるモード。
1:33:34	この基準に定めるモードに対して、
1:33:37	機能は健全であるかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:40	いうことに照らした期間において、やむを得ずというふうに使っているという認識でありますので、
1:33:47	外部電源のように、もともと3回線しかない。
1:33:52	改造後は普通体制になって余裕はできるんですけども、
1:33:59	濃度要求に照らした要求回線数、
1:34:03	を満足しない場合におけるやむを得ずと。
1:34:09	いうふうに認識しております。以上です。
1:34:12	規制庁それはだから完成形においてはですよ。
1:34:17	今なんか工事期間中の、
1:34:19	各段階で、それを適用しようとしてるから、
1:34:23	何か違う概念が入ってき
1:34:27	その工事期間において、定期的な点検作業は予定してないのでみたいな話になっちゃってるので、
1:34:35	そうそれって何なんですかって聞いている
1:34:41	モードってさっき運転モードですね。
1:34:45	はい。九州電力井村です。運転モードその通りです。だからそれは
1:34:49	工事中、一部分使えないような状況の話を言ってんじゃなくて、完成後においてモード1についてはモード2についてはモード3については議論していると。
1:35:01	それと同じ定義で、
1:35:03	ステップ5の
1:35:04	2、
1:35:05	やむを得ずに該当しないような状況になるのであれば、
1:35:10	これは表87-1から外すっていうのは、
1:35:14	あるのかなっていうふうに思ったんだけど、
1:35:16	何かそこまた工事の期間、或いはその点検とのインターバルの間の工事、工事計画がみたいな話が、そこに入ってくるのでそれやむを得ずなんですかっていうところを、
1:35:30	明確にして欲しいっていう、
1:35:43	はい。
1:35:46	今議論いただいているところ、
1:35:53	おっしゃることは、
1:35:59	そうです。
1:36:21	むしろ、
1:36:24	やばいぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:35	してませんけど、
1:36:51	そうです。
1:37:02	が、
1:37:08	議論、
1:37:29	うん。
1:37:30	整理。
1:37:42	問われて、
1:37:56	いや矢田さん。
1:38:05	例えば、
1:38:17	いろんな、
1:38:19	補償しないんだけどもその
1:38:31	アヲハタの
1:38:34	2、
1:38:47	はい規制庁都築です。
1:38:50	規制庁側が、
1:38:52	疑問に思ってるところはもう
1:38:54	理解していただいたと、今、わかりました。
1:38:59	まずもう一度、
1:39:01	我々が聞きたかった内容に沿った説明を、
1:39:06	まとめてください、整理してください。その上で、
1:39:10	今の不足をそのまま
1:39:13	やってもいいんだという説明が取るのであれば別に我々は、
1:39:18	そこについて反対する
1:39:22	意識って今の、
1:39:24	申請の状態で行くというのであればそう表明していただければ、
1:39:29	規制庁側から、他によろしいですか。
1:39:35	規制庁側から確認したい事項は
1:39:40	以上になります。
1:39:46	今日
1:39:48	確認した内容に基づいて、資料を直していただく。
1:39:54	ところが多々あると思いますけれども、
1:39:57	まず、それは直していただくとして、
1:40:03	今後の予定に入ってよろしいですか、今日、今日の資料の内容で他に ちょっと説明しておきたいこととか或いは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:11	規制庁が逆に聞いておきたいこととかあれば先にそっちをやりませ ど。
1:40:22	ベッショでやっぱ本店からは特にありません。
1:40:43	されます。
1:41:11	ええ。
1:41:18	判定。
1:41:39	よりその不安定
1:41:59	すいません規制庁そういうそこについては、審査基準の適合も含めて、
1:42:05	整理されているのかどうかをちゃんと説明を。
1:42:09	して欲しいという
1:42:33	関山。
1:42:43	規制庁数です。
1:42:45	資料に記載があればですけど用語の使い方。
1:42:49	のところで、誤解がない。
1:42:51	というような、
1:42:52	記載の修正が必要であれば、あそこは、
1:42:55	修正をしていただきたいというところ。
1:42:59	申したいと。
1:43:08	はい、じゃあ、今後の予定について進めていきますけれども、
1:43:14	今日のところで、資料直していただいた内容をもって、
1:43:20	審査会合をやった方が言ういいかと思しますので、
1:43:25	そういうことで、
1:43:27	いくと、今んところ、
1:43:30	8月3日、
1:43:36	審査会合の予定として、
1:43:40	挙げていいるんですけど、
1:43:46	と、
1:43:48	会合。
1:43:49	人、
1:43:51	当たって、
1:43:54	1週間前までには、
1:44:00	とりあえず審査会合用の資料。
1:44:04	加古刈りみたいな感じで、
1:44:06	用意をしていただく。
1:44:09	必要があるかなというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:14	20、
1:44:17	できれば、
1:44:18	できれば 26 の方がいいんですけど 27 でも、
1:44:23	それで、
1:44:26	それを、を踏まえて、まず、いつまでに、今回の
1:44:33	修正をして、その修正をもってそのまま審査会合に、
1:44:39	行くの
1:44:41	1 度、ヒアリングを挟んで審査会合の方がいいのか、その辺のところを まずちょっと、
1:44:47	9 電としての意向を聞かしてもらいたい。
1:45:08	当然、
1:45:11	対応したいと。
1:45:16	いうの。
1:45:30	少し審査会を前にヒアリングの必要性を、またご相談させていただくこと になると思いますので資料の修正につきまして早々に、
1:45:41	修正をして一度送らせていただきたいと。
1:45:45	規制庁鈴木です。
1:45:48	送っていただいて中身見てからヒアリングやるかどうか調整していると。
1:45:53	調整してる時間ないので、
1:45:55	もう
1:45:59	その内容関係なく、
1:46:02	もうヒアリングやるかどうか決めちゃ。
1:46:05	の方がいいと思うんですけど。
1:46:07	あれとしましてはヒアリングをもう一度させていただきたいと思っております。そうすると、
1:46:16	ヒアリングやった後資料修正は多分もう無理だと思うので、
1:46:21	仮に、
1:46:23	もう 1 回ヒアリングやって、
1:46:25	何かしら
1:46:27	認識がずれているところがあったとしても、それを、
1:46:31	審査会合の場で口頭で何かあります。
1:46:34	議論するか、或いはそれを次もう 1 回次の紙審査会合に持ち越すか は、そこはおまかせしますけれども、
1:46:42	とりあえず、
1:46:45	2425

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:48	ぐらいまでには、
1:46:50	ヒアリングをやらないと。
1:46:54	その前に庁内審査会後までに庁内に説明する内容が固まらないので、
1:47:02	そのぐらいのつもりで、別に前の週でもいいですよ。
1:47:06	やれるっていうんだったら前の週でもいい。
1:47:10	ちょっと、いつごろ提出されて、
1:47:14	いつだったらできそうかっていうところの調整の
1:47:19	内容もちょっと、
1:47:20	東京支社経由で、早めに知らせしていただき、
1:47:31	規制庁側から他に、
1:47:33	スケジュール含めてよろしいですか。
1:47:35	はい。ちょっと長くなりましたけど九州電力よろしければこれで、
1:47:41	ヒアリング終了したいと思い
1:47:42	よろしいですか。
1:47:44	発電本部側もよろしいですか。
1:47:49	はい、宮嶋発電本部。
1:47:52	問題ありません。
1:47:53	はい、原子炉規制庁鈴木です。じゃあ、本日のヒアリング終了しますありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。